

衆院選の選挙区改定について

衆議院議員選挙の小選挙区が改定され、次の衆議院議員総選挙は、新しい選挙区で選挙が行われます。

福島県の選挙区数は1つ減少し、4つとなり、本市の新しい選挙区は、本市と郡山市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡を合わせて「第2区」となります。

なお、投票方法の変更はありません。選挙は権利の一つです。必ず投票しましょう。

[改定前] 第3区



[改定後] 第2区

